

町県民税の証明書について

平成31年度（平成30年分の所得）に関する町県民税の課税（所得）証明書は、町県民税の納付方法により、次のとおり発行を開始します。

交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を必ず持参してください。代理人が申請する場合には、原則、委任状が必要となります。ただし、同一世帯のご家族が申請する場合は、委任状は不要です。

発行開始日	該当者
5月14日(火)	町県民税の全額が給与から天引きの方 (給与特別徴収者)
6月11日(火)	上記の給与特別徴収者以外の方 ・普通徴収（口座または納付書により納付）の方 ・年金特別徴収（年金から町県民税を天引き）の方 ・非課税の方

※平成31年1月1日時点で、町内に住所がある方が対象となります。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

茨城町ふるさと寄附金の使い道

茨城町ふるさと寄附金は、目標とする町の将来像「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現のために活用します。

平成30年度は、寄附者の方が希望した寄附金の使い道に沿うように、以下の2事業に活用しました。

事業名	事業内容	総事業費 (円)	充当金額 (円)
茨城町奨学金貸付事業	町の発展に資する有能な人材を育成するとともに、町への定住を促進するため、奨学金の貸し付けを行っています。	※ 7,200,000	7,200,000
防犯灯LED化推進事業	犯罪・交通事故の防止、温室効果ガスの削減及び電気料金の削減に伴う健全な地域の運営を図るために町内全域の防犯灯をLEDに取り替えました。	44,679,600	14,800,000

※3年間（平成30年度～令和2年度）の総事業費

【問合せ先】 企画政策課 ☎ 029-215-8003（直通）



2019年工業統計調査を実施します

- 2019年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2019年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願い致します。

【問合せ先】 企画政策課 ☎ 029-215-8003（直通）

総務省・経済産業省・茨城県・茨城町

軽自動車税の減免制度のお知らせ

心身に障害のある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免（免除）を一人につき1台限り（普通自動車を含む）受けられる制度があります。

※普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障害のある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障害のある方のために、この方と生計を一にする方（同居家族等）が使用する軽自動車
 - ③心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※自動車税の減免手続きについては、水戸県税事務所（☎029-221-6605）へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害者手帳等の等級等

- は障害のある方本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障害のある方本人が運転する場合に限り対象

障害の区分	障害の程度	手帳の等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		●	●	●	●		
聴覚障害			●	●			
平衡機能障害				●			
音声機能障害（こう頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）				●			
上肢障害		●	●				
下肢障害		●	●	●	○	○	○
体幹機能障害		●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害		●		●			
呼吸器機能障害		●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障害		●		●			
小腸機能障害		●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		●	●	●			
肝臓機能障害		●	●	●			

知的障害者	療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が㊤（最重度）またはA（重度） ※判定が有効期限内のもの
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障害があれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(金)】まで

※軽自動車税の減免を受けるには、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②運転する方の運転免許証（コピー可）
 - ③車検証（コピー可）
 - ④軽自動車税納税通知書（平成31年度分 ※お支払いをせずにお持ちください）
 - ⑤納税義務者の印鑑
 - ⑥納税義務者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
 - ⑦軽自動車税減免申請書（税務課窓口にあります。平成30年度減免を受けられている方は、納税通知書へ同封します）
- ※その他、障害の程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）